

小山市地域公共交通計画改訂支援業務委託に係る 事業者選定簡易公募型プロポーザル 実施要領

令和 7 年 6 月

小山市 総合政策部 公共交通課

1. 業務名

小山市地域公共交通計画改訂支援業務委託（以下、「業務」とする）

2. 実施の目的

令和 5 年 2 月策定の「小山市地域公共交通計画」が令和 8 年 9 月に計画運用期間満了することから、次期「小山市地域公共交通計画」の策定に向けて、本業務を行う事業者を一定の基準で評価する簡易公募型プロポーザル方式により選定するものである。

3. 業務の概要

別紙「小山市地域公共交通計画改訂支援業務委託仕様書」による

4. 契約期間

契約締結した日から令和 8 年 3 月 25 日まで

5. 業務限度額

7,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 契約に関する基本事項

選定された優先交渉権者（グループ参加の場合は代表事業者）と、契約条件等について協議の上、本事業に係る契約を締結する。

7. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 法人格を有する事業者であること。単独の事業者の他、複数の事業者により構成されたグループで参加することができる。なお、グループで参加する場合は、グループを代表する事業者を定めること。
- (2) 公告日現在において、参加事業者（グループ参加の場合は代表事業者）が小山市物品購入等入札参加有資格者名簿に記載があること。または小山市物品購入等入札参加者資格の申請がされていること。
- (3) 過去 5 年間に於いて、ほかの地方公共団体での公共交通に関する業務委託の受託実績があること。なお、グループ参加の場合は、グループを構成するいずれかの事業者に前述の実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 規定に該当しないこと。
- (5) 小山市建設工事請負業者指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条

第 2 項に掲げる暴力団、又は参加事業者の役員が、同条第 6 号に掲げる暴力団員である事業者及びそれらの利益となる活動を行う事業者でないこと。

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づく再生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 24 条第 1 項に基づく再生手続開始の申立ての手続きをしている事業者でないこと。

8. 公募及び選定のスケジュール

(1) 実施要領等の公表

■令和 7（2025）年 6 月 17 日（火） 本市のホームページにて公表する。

[小山市ホームページ <https://www.city.oyama.tochigi.jp/>]

(2) 質問書の受付

■令和 7（2025）年 6 月 17 日（火）～令和 7（2025）年 6 月 20 日（金）午後 5 時まで 質問書（様式 1）により作成の上、電子メールで提出すること。

(3) 質問に対する回答

■令和 7（2025）年 6 月 24 日（火） 本市のホームページにて公表する。

(4) 提出書類の受付

■令和 7（2025）年 6 月 24 日（火）～令和 7（2025）年 7 月 8 日（火）午後 5 時必着 「9. 提出書類及び作成要領」に記載の書式により作成し、事前に電話連絡の上、持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時～午後 5 時まで）、郵送（書留郵便または特定記録郵便に限る）により提出すること。

(5) 審査委員会の実施

■令和 7（2025）年 7 月 予定

(6) 審査結果の公表

本市のホームページにて公表すると同時に、参加事業者（グループ参加の場合は代表事業者）に書面により通知する。なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

(7) 契約の締結

■令和 7（2025）年 8 月 予定

9. 提出書類及び作成要領

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の書類をすべて提出すること。

	提出書類	様式	部数
(1)	参加表明書	様式 2	原本 1 部
(2)	企画提案書 ※グループ参加の場合は事業者概要のみ事業者毎に作成すること。	様式 3	原本 1 部
(3)	見積書 ※グループ参加の場合は代表事業者名で作成すること。	(任意様式)	原本 1 部

10. 審査

(1) 審査方法

提出書類に対し、本市が設置する審査委員会において「(2)評価基準」に基づき審査する。

(2) 評価基準

審査における評価基準は下表のとおりとする。(100 点満点)

	審査項目	評価の主なポイント
①	業務実績	本業務を遂行できる十分な実績を有しているか。
②	〃	本市において地域公共交通に関する業務実績を有しているか。
③	業務 実施 体制	業務遂行を的確かつ迅速に行えるだけの経験、知識、実績を持つ責任者が配置されているか。必要な専門的知見、経験を有し、かつ人員が配置されているか。業務の実施体制について、技術者の配置、役割分担、バックアップ体制は妥当か。専門知識やノウハウが豊富な人材とのネットワークを有しているか。
④	〃	実施スケジュールが現実的であり、柔軟な調整が可能なものであるか。仕様書の導入方針に沿っているか。作業とスケジュールについて、役割が適切に示されており実現可能な内容であるか。
⑤	本市の 現状に ついての 基本認識	本市の地域特性等の理解はあるか。
⑥	企画 提案	地域公共交通計画を改訂する上での重点ポイント及びその視点を的確に捉えているか。
⑦	〃	基礎データの整理やおーバスの現状整理に関して、最新データ等を活用し画期的な提案がなされているか。
⑧	国の 動向の 把握	「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」、「地域公共交通計画の実質化に向けたアップデート」等、国の動向を的確に把握した提案がされているか。
⑨	独自性	市の公共交通の現状を踏まえた公共交通のあり方や考え方について、基本方針である公共交通の飛躍的拡充に向けた画期的な提案となっているか。
⑩	見積書	提案内容に対して妥当な見積もりになっているか。

(3) 審査評価及び事業者選定

審査委員会において、審査の結果を評価し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。

なお、選定された優先交渉権者が契約締結までに参加資格を失った場合は、次順位である事業者を優先交渉権者に選定する。

11. 提案にあたっての留意事項

(1) 提出書類に関する事項等

- ① 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- ② 提出書類は返却しない。
- ③ 提出後の記載内容の追加、修正、及び再提出はできないものとする。
- ④ グループ参加の場合、企画提案書の「事業者名」には代表事業者名を記載すること。
- ⑤ 公正公平な審査を行うため、副本には参加事業者の特定ができるような記載（社名、ロゴマーク等）をしないこと。
- ⑥ 提出書類は、本プロポーザルの選定以外に使用しない。ただし、小山市情報公開条例（昭和62年3月12日条例第1号）に基づく公文書の公開請求の対象の情報となることを留意すること。
- ⑦ 提出書類に含まれる第三者の著作権の公表などの使用に関しては、参加事業者が第三者に承諾を得ておくものとする。

(2) 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 「7.参加資格」に定める資格を満たしていないとき。
- ② 提出方法、提出場所、提出期限等に合致しないとき。
- ③ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に合致しないとき。
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑤ その他、本市が不適格と認めたもの。

(3) その他

- ① 参加事業者が提出した書類の著作権は作成者に帰属する。なお、本市は、選定結果を公表する場合その他必要と認めるときは、提出書類の全部または一部を無償で利用できるものとする。
- ② 提出書類の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて本市から疑義事項の照会を行う。
- ③ 参加に関して必要となる費用は、参加事業者の負担とする。
- ④ 公正なプロポーザルが確保できないと思われる場合は、審査を中止することがある。
- ⑤ 参加事業者が1者であっても、審査を実施する。
- ⑥ 参加の辞退は自由であり、辞退の以後、事業者が不利益な扱いを受けることはない。なお、参加を辞退する場合には、参加辞退届（様式5）〈原本1部〉を提出するものとする。
- ⑦ この要領に定めるものの他、必要な事項は本市が別に定める。

12. 問い合わせ先、質問書及び提出書類提出先

郵便番号 323-8686

住 所 栃木県小山市中央町1丁目1番1号 小山市役所庁舎6階
小山市役所 総合政策部 公共交通課 交通企画係

電 話 0285-22-9345

F A X 0285-22-9546

電子メール d-kokyokotsu★city.oyama.tochigi.jp

セキュリティ上、★をアットマークに読み替えてください。